第二十五条の十七第三項第六号中「のうち」を「のうち」に、「贈与又は」を「贈与若しくは」に、「で同項第三号ロ又はハ」を「又は法第四十条第五項第二号に規定する特定買換資産で、第七項第二号イ、ロ(2)、ハ若しくはニ」に改め、「規定する方法」の下に「でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下この条において「特定管理方法」という。）」を加え、「を譲渡した」を「の譲渡をした」に、「当該方法」を「当該特定管理方法」に改め、同条第五項中「業務若しくは」を「業務、同条第五号に掲げる業務若しくは」に、「第五条第一号」を「第六条第一号」に改め、「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に改め、同条第六項第一号中「この項及び次項」を「この項及び次項第一号」に、「次号及び次項」を「次号及び同項第一号」に改め、同条第七項中「公益法人等（」の下に「国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「第三号ロ」を「第二号ハ」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「、同号イ」を「、特定管理方法により管理することとする旨又は同号ロ(1)」に、「として同号イ」を「として同号ロ(1)」に改め、「又は同号ロ若しくはハに規定する方法により管理することとする。」を削り、「とする。」を「（国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げる法人に限る。次項及び第十三項第三号において「特定国立大学法人等」という。）にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件）とする。」に改め、同項第二号を削り、同項第三号イを次のように改める。

イ　国立大学法人等　当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が、関係大臣（内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣をいう。以下この号及び第三十五項において同じ。）が財務大臣と協議して定める業務に充てるために関係大臣が財務大臣と協議して定める方法により管理されることにつき、関係大臣が財務大臣と協議して定める所轄庁に確認されていること。

第二十五条の十七第七項第三号ハ中「取得した財産」を「取得した資産」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次にニとし、同号ロ中「取得した財産」を「取得した資産」に改め、同号ハを同号に次のように加える。

ロ　公益社団法人又は公益財団法人　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益社団法人又は当該公益財団法人の不可欠特定財産（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十六号に規定する財産をいう。第九項において同じ。）であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること。

(2)　当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が、関係大臣が財務大臣と協議して定める事業に充てるために関係大臣が財務大臣と協議して定める方法により管理されることにつき、関係大臣が財務大臣と協議して定める所轄庁に確認されていること。

第二十五条の十七第七項第三号を同項第四号を同項第三号とし、同条第八項中「一月以内」の下に「（当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等が特定国立大学法人等でない場合であつて、当該贈与又は遺贈を受けた財産が、法第三十七条の十第二項に規定する株式等（同項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げるものに限る。）、新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）又は所得税法第百七十四条第九号に規定する匿名組合契約の出資の持分であるときは、三月以内）」を加え、同条第九項中「遺贈に係る」の下に「第七項第二号イ、ロ(2)、ハ若しくはニに規定する財産が特定管理方法により管理されたこと又は」を加え、「第七項第三号イ」を「同号ロ(1)」に改め、「又は同号ロ若しくはハに規定する財産がそれぞれ同号ロ若しくはハに規定する方法により管理されたこと」を削り、同条第十項中「が同号」を「（特定管理方法により管理されているものを除く。）が同号」に改め、同条第十二項中「第十五項及び第三十二項」を「第十六項及び第三十四項」に改め、同条第十三項中「第五項第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたことその他財務省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第四十条第三項に規定する財産等（特定管理方法により管理されているものを除く。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつたこと。

二　第五項第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたこと。

三　第七項の申請書の提出の時において同項第一号に掲げる要件に該当していなかつたこと及び当該提出の時において当該要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、当該提出の後に当該要件に該当しないこととなつたこと（同項に規定する公益法人等が特定国立大学法人等である場合を除く。）。

第二十五条の十七第三十二項を同条第三十四項とし、同条第三十一項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「第十五項」を「第十六項」に、「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項を同条第三十一項とし、同条第二十八項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十三項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項第一号中「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「が同項」を「が同項第一号」に、「をする同項」を「をする同号」に、「を同項」を「を同号」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　法第四十条第五項第二号に規定する政令で定める財産は、第七項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産とし、同号に規定する政令で定める方法は、特定管理方法とする。

第二十五条の十七第十七項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　公益法人等（法第四十条第三項に規定する財産等（以下この項において「財産等」という。）を特定管理方法により管理している又は管理していた公益法人等に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該公益法人等（第二号に該当することとなつた場合における第七項第二号イ又はロに掲げる公益法人等を除く。）は、遅滞なく、次の各号に定める事項を記載した届出書を当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならず、第二号に規定する所轄庁は、遅滞なく、同号に定める事項を、書面により、当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に通知しなければならない。

一　当該公益法人等が財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除く。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合　当該事実その他参考となるべき事項

二　当該公益法人等が財産等を特定管理方法により管理しなくなつた場合（第七項第二号イ又はロに掲げる公益法人等にあつては、当該公益法人等が財産等を特定管理方法により管理しなくなつた場合において、当該公益法人等の同号イ又はロ(2)に規定する所轄庁が当該事実を知つたとき）　当該事実その他参考となるべき事項

第二十五条の十七に次の一項を加える。

35　関係大臣は、第七項第二号イ及びロ(2)に規定する業務、事業、方法及び所轄庁を定めたときは、これを告示する。

第二十五条の十七の二の見出しを「（国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税」に改め、同条中「第四十条の二第一項」を「第四十条の二」に、「第五条第三号」を「第六条第三号」に、「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に改める。

第二十五条の十八の三第十項第一号中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。